

# 院外処方における疑義照会簡素化プロトコール

2020年6月9日

イムス三芳総合病院 薬剤部

## <疑義照会簡素化プロトコールに基づく処方変更に係る原則>

1. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、疑義照会なく処方薬を変更できない。
2. 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を厳守した変更とする。保険調剤薬局に在庫がないという理由での変更は除外する。
3. プロトコールに基づいた処方変更に際しては、服用方法、安定性、価格等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。
4. 保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険調剤薬局からの疑義照会に関して、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、各項目（1～14）の対応を認める。

## <プロトコール以外の疑義照会>

※プロトコール以外の疑義照会に関しましては処方医へ直接お願い致します。

イムス三芳総合病院 代表 TEL : 049-258-2323

## <疑義照会後の連絡>

本プロトコールに基づき処方変更した場合、疑義照会した場合のいずれにおいても「疑義照会変更結果報告書」に必要事項を記載し、FAXでの情報提供をお願い致します。(処方医が回答した疑義照会を含む)

なお、残薬調整を行った場合は、調整の理由を明記してください。

なお、厚生労働省保健局が定めた後発医薬品への変更に基づく処方変更に関しては、各保険調剤薬局の書式を用いての情報提供で構いません。

イムス三芳総合病院医事課 FAX : 049-259-0649

・個別の処方医への同意確認を不要とする。

ただし、保険調剤薬局は事後に変更内容の詳細を当院宛に FAX で報告する。各項目に対する疑義照会不要の具体例と適用除外例については付録参照とする。

銘柄・規格・包

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（「変更不可」の処方、麻薬、注射薬、吸入薬、点眼薬を除く）
- 2) 複数規格製剤がある内服薬の規格変更（用法用量・適応が同一の場合に限る、麻薬を除く）
- 3) 貼付剤や軟膏類の包装単位の変更（総量が同一の場合に限る）

患者希望による剤形・一包化

- 4) 患者希望による内服薬の剤形変更（用法用量・適応が同一の場合に限る、麻薬を除く）
- 5) 患者希望による半錠、粉砕（保険請求を伴う変更を含む）
- 6) 患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる一包化（保険請求を伴う変更を含む）
- 7) 患者希望による外用貼付剤のパップ剤、テープ剤相互の変更（成分・含有量・枚数が同一の場合に限る）

投与日数

- 8) 残薬があるため処方日数を減らす、または処方を削除する（外用薬を含む、麻薬を除く）
- 9) 次回外来（受診予約表が確認できた場合）まで処方日数が足りない為、処方日数を延長する。ただし、次回外来受診日までに休薬や中止の指示がなく継続と判断できる場合に限る。（外用薬を含むが、麻薬、ホルモン療法を含む抗癌剤、抗菌薬、抗ウイルス薬、ステロイドの漸増・減療法、新薬、向精神薬などの投薬期間制限医薬品、添付文書上に投与日数制限の記載があり日数の上限を超える薬剤などは除く）また、患者の要望等を理由とした必要以上の増量は認めない。
- 10) DDP-4 阻害薬の週一回製剤、ビスホスホネート製剤の週一回、月一回製剤が連日投与のほかの処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- 11) 「一日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与のほかの処方薬と同一日数で処方にされている場合の処方日数の適正化

用法用量

- 12) 内服薬の用法が頓用あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法用量が口頭で指示されている場合の用法用量の追記  
（薬歴上あるいは患者面談上用法用量が明確な場合）
- 13) 外用剤の具体的な用法用量が口頭で指示されている場合の用法用量の追記  
（薬歴上あるいは患者面談上用法用量が明確な場合）

その他

- 14) 抗菌薬の併用による乳酸菌から耐性乳酸菌への変更

- ・上記に該当しない疑義照会は保険調剤薬局から処方医へ直接疑義照会する。
- ・除外項目
  - 1) 先発医薬品において「変更不可」チェックあり処方医の署名又は記名押印ある場合
  - 2) 保険薬局に在庫がないという理由での変更
  - 3) 患者の同意が得られない場合
  - 4) 点眼薬は、成分名が同一の銘柄でも変更不可（保存料など添加物が同一でなく、点眼瓶の違いがあり患者の使用感の違いがあるため）

## 付録

- ・個別の処方医への同意確認を不要とする。の各項目に対する疑義照会不要の具体例とプロトコール適用除外例（厚生労働省保健局が定めた後発医薬品への変更に基づく処方変更については記載を省略する）

### 銘柄・規格・包

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（「変更不可」の処方、麻薬、注射薬、吸入薬、点眼薬を除く）
  - ※後発品から先発品への変更も含む
  - ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg（先発品 → 先発品）
  - ファモチジン錠 20mg → ガスター錠 20mg（後発品 → 先発品）
  - グラケーカ<sup>®</sup>セル 15mg → メナテトレノンカ<sup>®</sup>セル 15mg（先発品 → 後発品）
  - × ニフェジピン L 錠 20mg → ニフェジピン CR 錠 20mg（用法用量が異なる）
- 2) 内服薬で複数規格製剤がある場合の処方規格変更（用法用量・適応が同一に限る、麻薬を除く）
  - フロセミド錠 20mg 0.5錠 → フロセミド錠 10mg 1錠
  - ミカルデイス錠 40mg 2錠 → ミカルデイス錠 80mg 1錠
  - ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠  
+ ワーファリン錠 0.5mg 1錠
  - × アンブロキシソール塩酸塩錠 15mg 3錠 分3  
→ アンブロキシソール塩酸塩徐放 OD 錠 45mg 1錠 分（用法用量が異なる）
- 3) 貼付剤や軟膏類の包装単位の変更（総量が同一の場合に限る）
  - マイザー軟膏 0.05% (5g) 10本 → マイザー軟膏 0.05% (10g) 5本
  - アドフィードパップ 40mg (7枚) 6P → アドフィードパップ 40mg (6枚) 7P

## 患者希望による剤形・一包化

- 4) 患者希望による内服薬の剤形変更（用法用量・適応が同一に限る、麻薬を除く）
- ウリトス錠 0.1mg → ウリトス OD 錠 0.1mg
  - バイアスピリン錠 100mg → アスピリン末 100mg
  - リスペリドン OD 錠 1mg → リスペリドン内用液分包 1mg
  - アレビアチン錠 100mg → アレビアチン散 10% 100mg
  - × デパケン R 錠 200mg → バレリンシロップ 5% 200mg （用法用量が異なる）
- 5) 患者希望による半錠、粉砕（保険請求を伴う変更を含む）
- 6) 患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる一包化（保険請求を伴う変更を含む）
- 7) 患者希望による外用貼付剤のパップ剤、テープ剤相互の変更（成分・含有量・枚数が同一の場合に限る）
- ロキソプロフェン Na テープ 50mg → ロキソプロフェン Na パップ 50mg
  - × アンフラベート 0.05%クリーム → アンフラベート 0.05%軟膏

## 投与日数

- 8) 残薬があるため処方日数を減らす、または処方を削除する（外用薬を含む、麻薬を除く）
- フロセミド錠 20mg 14日分 → 10日分 （4日分残薬があるため）
  - アンテベート軟膏 3本 → 2本 （1本残薬があるため）
- 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整して調剤すること（外用の本数も含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること（ただし、投与日数の増量は次回受信日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする。）
- 9) 次回外来（受診予約表が確認できた場合）まで処方日数が足りない為、処方日数を延長する。ただし、次回外来受診日までに休薬や中止の指示がなく継続と判断できる場合に限る。（外用薬を含むが、麻薬、ホルモン療法を含む抗癌剤、抗菌薬、抗ウイルス薬、ステロイドの漸増・減療法、新薬、向精神薬などの投薬期間制限医薬品、添付文書上に投与日数制限の記載があり日数の上限を超える薬剤などは除く）また、患者の要望等を理由とした必要以上の増量は認めない。
- フロセミド錠 20mg 14日分 → 20日分 （6日分足りないため）
  - × フロモックス錠 100mg 7日分 → 10日分 （必要以上のため）

10) DDP-4 阻害薬の週一回製剤、ビスホスホネート製剤の週一回、月一回製剤が連日投与のほかの処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

○ アレンドロン酸錠 35mg 1回1錠 → (他の処方薬が14日分処方  
起床時 14日分 2日分 の時)

11) 「一日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与のほかの処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

○ フロセミド錠 20mg 1回1錠 → (他の処方薬が14日分処方  
隔日服用 14日分 7日分 の時)

### 用法用量

12) 内服薬の用法が頓用あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法用量が口頭で指示されている場合の用法用量の追記 (薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

13) 外用剤の具体的な用法用量が口頭で指示されている場合に用法用量の追記  
(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

○ テルペラン錠 5mg 1回1錠 → 1回1錠 嘔気時  
○ ロコアテープ 1袋 1日1回 → 1日1回 腰  
1回1枚

### その他

14) 抗菌薬の併用による乳酸菌から耐性乳酸菌への変更 (定期服用の場合は除く)

○ ビオフェルミン → ビオフェルミン R (抗菌薬の処方時)  
× ビオフェルミン R → ビオフェルミン (注射用抗菌薬使用あるため)